

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 自社株評価の改正

Q : 平成16年度税制改正で緩和された自社株の評価について、詳細を教えてください。

A : 自社株評価の特例が適用される特定事業用資産の上限金額が、従来の3億円から10億円に引き上げられました。

【解説】

相続人が被相続人から相続等した自社株など取引相場のない株式や出資のうち一定の要件を満たすもの（特定事業用資産）の評価については、中小企業の事業承継をスムーズに行うという観点から、その特定事業用資産の価額から10%相当額を控除した価額で評価するという特例が設けられていますが、この特例の対象となる特定事業用資産の上限金額が、平成16年度の改正で、3億円から10億円に引き上げられました。

これにより、自社株の評価額は、最大1億円（10億円×10%）軽減されることとなります。

なお、この特例は、小規模宅地等の評価特例（200㎡もしくは400㎡の宅地につき50%もしくは80%の減額が認められるというもの）と選択もしくは併用することができますので、いろいろシミュレーションして、一番有利になる方法を適用するといいいでしょう。

ちなみに、土地の評価額が1億2,500万円（1億円÷0.8）以上であれば、小規模宅地等の評価特例を適用した方が有利になるようですが、要件及び誰が相続するか等を含めて慎重に検討してください。

